

健康保険被扶養者調査へのご協力をお願い

日頃より当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当健康保険組合では、健康保険法および厚生労働省の指導等に基づき、下記の通り本調査を実施させていただきます。

つきましては、ご多忙中、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

◆ 実施目的

被扶養者（ご家族）の方が、扶養の条件を満たしているか、確認させていただくため。

※健康保険組合は、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省通知等により、「認定後も扶養状況の確認を行うこと」となっております。届け出漏れ等により、認定要件を満たしていない家族が認定され続けると、健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支出することになり、健保組合財政の悪化、ひいては保険料の引き上げにもつながる恐れがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 調査対象者

令和6年4月30日以前に扶養認定されたご家族のいる被保険者（ご本人）

※予めオンライン資格管理システムにて住民票、令和5年度所得証明、その他所得情報等について、扶養条件を満たしていると判断できた被扶養者に関しましては対象から除いております。

◆ 配布書類

- ・健康保険被扶養者調書
- ・提出用封筒

◆ 提出書類

京葉ガス健康保険組合ホームページ*に掲載の記入要領をご確認いただき、以下の2点を提出用封筒に封入の上、ご提出ください。

- ① 健康保険被扶養者調書：印字内容の確認および必要事項をご記入ください。
- ② 添付書類：ご家族の状況に応じて、必要な書類をご用意ください。

注1 提出先・提出期限は、勤務先の健康保険ご担当箇所よりご案内があります。

注2 正当な理由がなく提出期限までに書類をご提出いただけない場合は、扶養認定を遡って取り消す場合がありますのでご注意ください。

<京葉ガス健康保険組合ホームページへのアクセス方法>

>ホームページアドレスを直接入力 <https://keiyogas.kenpo-web.com>

>QRコードを読み取る

